

寄 附 行 為

財団法人 中部科学技術センター

設立許可	昭和42年	8月28日付	42振第2005号
変更認可	昭和44年	7月25日付	44振第1359号
	昭和48年	11月16日付	48振第2636号
	昭和51年	10月16日付	51振第1841号
	昭和56年	5月15日付	56振第288号
			56工技総第2129号
	平成8年	9月11日付	8振第412号
			8工技総第1640号
平成22年	7月13日付	22受文科科第3120号	

財団法人中部科学技術センター寄附行為

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、財団法人中部科学技術センター（英文名THE FOUNDATION OF CHUBU SCIENCE & TECHNOLOGY CENTER。略称「CSTC」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中区大須一丁目35番18号に置く。
2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、科学技術振興に関する諸事業を総合的かつ効果的に推進し、科学技術水準の向上を図り、もって中部地方産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術の研究及び開発の促進及び助成
- (2) 中小企業の技術振興
- (3) 科学技術の普及及び啓発
- (4) 科学技術振興に関する調査及び意見具申
- (5) 産業界と学界、研究機関及び官庁との連けい強化
- (6) 科学技術関係団体活動の援助及び連けいの促進
- (7) 地域産業技術基盤の整備
- (8) 地域産業技術に関する相談・指導
- (9) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 寄附金品
- (3) 賛助会費収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 設立後基本財産として寄附された財産
- (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産をもって構成する。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。ただし、基本財産のうち現金は、銀行等への預け入れ、信託会社への信託、又は国公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣及び経済産業大臣（以下「主務大臣」という）の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(経費支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第10条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第12条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、理事会において理事現在数の3分2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度開始前に主務大臣に届け出なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、評議員会に報告しなければならない。また、その事業年度終了後3ヶ月以内に主務大臣に報告しなければならない。

(収支差額の処分)

第14条 この法人の毎事業年度の収支差額は、理事会の議決を経て、翌事業年度に繰り越し、又はその全部若しくは一部を基本財産に繰り入れるものとする。

(長期借入金)

第15条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

第4章 役員、評議員等

(役員の種類及び定数)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 40人以上45人以内

(2) 監事 2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を会長、6人以上8人以内を副会長、5人以上8人以内を常任理事、1人を専務理事とする。

3 理事のうち、1人を必要に応じ常務理事とすることができる。

(役員を選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は互選により、会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事を選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。また、監事には、この法人の理事、理事の親族その他特別の関係にある者又は職員が含まれてはならない。

(役員職務及び権限)

第19条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常任理事は、会長からの特命事項について審議、検討し意見具申する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を総括する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を処理し、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

6 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第20条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第22条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員)

第23条 この法人に、評議員55人以上60人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員の選出に当たっては、役員又は評議員のいずれか1人とその親族その他特別な関係にある者の数が、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 6 評議員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第24条 この法人に、顧問11人以内及び参与14人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が理事会の承認を得て、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し、参与は、この法人の運営に関し、それぞれ会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を具申する。
- 4 顧問及び参与の任期は、第20条の規定を準用する。この場合において、条文中「役員」とあるのは「顧問」又は「参与」と読み替えるものとする。

(委員会及び委員)

第25条 この法人は、理事会の議決を経て、専門事項を調査審議するため必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 前2項のほか、委員会及び委員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(賛助会員)

第26条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する個人及び法人とする。
- 3 前2項のほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第27条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長のほか所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 前各項のほか事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 会 議

(会議)

第28条 この法人の会議は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会

(理事会の開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集及び議長)

第30条 理事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、第29条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

第32条 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めのある場合を除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の欠席者の表決)

第33条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に関し、書面をもってその議決権を行使することができる。この場合、書面をもって議決権を行使した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(評議員会の招集及び議長等)

第34条 評議員会は、会長が招集し、その議長は、評議員の互選により定める。

(理事等の評議員会への出席)

第35条 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし議決に加わることはできない。

(評議員会の定足数等)

第36条 第29条第3項、第30条第2項、第3項及び第31条から第33条までの規定は、評議員会に準用する。この場合、これらの条文中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、それぞれ読み替える。

(議事録)

第37条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会議の構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及び会議に出席した構成員のうちからその会議において選出された2人以上の議事録署名人が署名押印をしなければならない。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第40条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 補 則

(備え付け書類及び帳簿)

第41条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

ただし、他の法令によりこれに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員等及び職員の名簿並びに履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) 処務日誌

(8) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿のうち、第1号から第4号及び第6号に係るものは永年、第5号に係るものは10年以上、第7号及び第8号に係るものは3年以上保存するものとする。

3 第1項第1号、第5号及び第6号の書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 (平成22年7月13日)

この寄附行為の改正規定は、主務大臣の認可があった日から施行する。

